

第25回期 第30回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和7年12月16日(火) 午後1時30分から午後2時00分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員9人・推進委員10人)

会 長	10番	白川	清一
会長職務代理者	9番	酒井	秀忠
委 員	1番	兼子	泰彦
同	2番	高坂	和幸
同	3番	須藤	孝夫
同	4番	藤田	保幸
同	5番	富永	勉
同	6番	鈴木	啓
同	8番	小針	充則
推 進 委 員	(簗 輪 ・ 袖 山)	関根	盛夫
同	(中 根 松)	会田	信二
同	(大 草)	斎藤	良文
同	(小 貫 ・ 太 田 輪)	薄井	常義
同	(里 白 石 ・ 福 貴 作)	須藤	寿行
同	(里 白 石 ・ 福 貴 作)	鈴木	政吉
同	(山 白 石)	我妻	伸司
同	(山 白 石)	岡田	勇弥
同	(浅 川 ・ 滝 輪)	緑川	孝雄
同	(東 大 畑 ・ 畑 田)	小室	一男

4 欠席委員(1名)

委 員	7番	須藤	一二
-----	----	----	----

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 付議事項

(1) 議案第76号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について

2件

(2) 議案第77号 非農地判断について

1件

6 農業委員会事務局職員

事務局長 関根 恵美子

主 査 生田目 麻貴

7 会議の概要

事務局長	<p>一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。</p>
会 長	<p>ただいまから第30回浅川町農業委員会総会を開会いたします。本日も年末のお忙しいなか、本総会にご参集頂き誠にありがとうございます。</p> <p>昨年の12月も光陰矢の如しと挨拶を申し上げましたが、今年もあつという間の1年でございました。昨年から続く令和の米騒動、夏場の異常気象、新政権による180度転換の農業政策、詳しい事は申しませんが、お米券しかり農政に対しての一貫性がなく来年に向けてもどうなるかわからない状況で農家にとっては大変心配なことばかりかなと思っております。</p> <p>今回、浅川町議会定例会では「コメの安定供給を求める意見書」を採択されたようですが、我々農業委員会としても大きな声を上げていかなければと考えているところです。</p> <p>いずれにしましても、本年も皆様には、大変なご協力とご支援を頂きながら農業委員会の活動ができたことに対し深く感謝申し上げたいと思います。</p> <p>また、本日は総会終了後農業者等との意見交換が予定されております。今回は、新規就農者の方が多数参加されます。有意義な会議にしていきたいと考えておりますので引き続き宜しくお願い致します</p> <p>さて、本日の議案ですが、76号、77号の件数として3件となっております。</p> <p>本日も皆様の慎重審議をよろしく願いしまして、挨拶とします。</p>
会 長	<p>本日の出席委員は10名中 9 名です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第30回浅川町農業委員会総会は成立しました。</p> <p>なお、推進委員の出席は10名中 10 名です。</p> <p>議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りします。</p> <p>浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、3番、須藤孝夫委員、4番、藤田保幸委員を指名い</p>

<p>会 長</p>	<p>たします。</p> <p>次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。 書記には事務局職員の生田目主査を指名いたします。</p> <p>それでは、議事日程第3、議案第76号①、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。 事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>(議案第76号①朗読)</p>
<p>会 長</p>	<p>議案第76号①について、里白石・福貴作・染地区推進委員 須藤寿行委員の調査報告及び意見を求めます。</p>
<p>須藤(寿)委員</p>	<p>里白石、福貴作、染地区担当の推進委員、須藤寿行であります。</p> <p>議案第76号、農地法第3条の規定による許可申請一覧①についての調査結果の報告及び意見を申し上げます。</p> <p>譲渡人、***** 氏、譲受人、***** 氏、以下記載のとおりです。</p> <p>12月6日午後3時より地区副担当の鈴木政吉委員、鈴木啓委員及び譲受人立会いのもと現地にて調査をしてまいりました。譲渡人は会社の異動により、現在町外に住んで8年余りになるということで、現地での立会は難しいということでありましたので電話にて譲渡の詳細についての聞き取りを行いました。これまで譲渡人の父が申請地を耕作しておりましたが、昨年亡くなってしまい、自分も町外に住んでいるため耕作する後継者がいないということでもあります。当該地については親からの土地の譲渡も終わっております。前々から声をかけていただいていた譲受人からまた声をかけられたので、買ってもらえるのであればということで今回、所有権移転をするものです。</p> <p>譲受人は田約*****㎡、畑*****㎡を耕作しております。申請の事由は、経営規模拡大に当たり、申請地の田が譲受人の田の隣にあり、排水等の関係等で管理がしやすくなるため、今回の売買につながったものであります。また、当該地は耕作を請け負っていた*****氏が耕作しておりましたが、譲渡にあたり今後は譲受人が耕作するということで円満に話がついているということでもあります。農地法第3条第2項の1号から6号まで何ら問題はなく、許可相当であるとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。</p> <p>以上であります。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>補足説明いたします。</p> <p>今回の申請は経営規模拡大のための売買ということで申請がありました。申請地は現在*****地区の担い手である*****さんが耕作し</p>

<p>会 長</p>	<p>ていますが、売買された後は譲受人が耕作されるとのことで、***さんも同意のうえ、譲渡人との合意解約の手続きが済んでいること事務局にて確認済みです。</p> <p>農地の取得後は、地域の水利調整に参加し、農地の利用調整に協力し、農薬の使用方法についても地域の防除基準に従ったうえで水稻の栽培を行うとのことでした。</p> <p>以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当するか否かについて、いずれも該当するものがなく問題ないものと思われます。以上です。</p> <p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第76号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第76号①について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成ですので、議案第76号①、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定については許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第76号②、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>(議案第76号②朗読)</p>
<p>会 長</p>	<p>議案第76号②について、東大畑・畑田地区推進委員 小室一男委員の調査報告及び意見を求めます。</p>
<p>小室委員</p>	<p>東大畑・畑田地区担当推進委員の小室です。議案第76号、農地法第3条②についての調査結果の報告及び意見を申し上げます。</p> <p>譲渡人、*** **氏、譲受人、*** **氏、以下記載のとおりです。</p> <p>12月13日土曜日午前8時より、地区副担当の白川委員及び譲渡人、譲渡人の次女***さん、譲受人の父である***さん立会のもと、現地にて調査をしてまいりました。</p> <p>申請の理由については経営規模の拡大にあたり農地を取得する内容となっております。申請地については平成20年より譲受人の父が耕作を開始し、現在も譲受人宅で耕作を請け負っているとのことでした。</p> <p>以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当するか否かについ</p>

<p>会 長</p> <p>事務局長</p>	<p>て、いずれも該当するものがなく問題ないものと思われます。以上です。</p> <p>事務局より補足説明をお願いします。</p> <p>補足説明いたします。</p> <p>今回の申請は経営規模拡大のための売買ということで申請がありました。譲受人である****さんは、令和*年*月に認定新規就農者として認定され、****地区にて水稻、きゅうりを栽培されています。</p> <p>農地の取得後は、地域の水利調整に参加し、農地の利用調整に協力し、農薬の使用方法についても地域の防除基準に従ったうえで水稻の栽培を行うとのことでした。</p> <p>以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当するか否かについて、いずれも該当するものがなく問題ないものと思われます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第76号②について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第76号②について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成ですので、議案第76号②、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定については許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第77号、非農地判断について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>(議案第77号朗読)</p> <p>続けて内容について説明いたします。</p> <p>皆様に8月から9月末にかけてご協力いただいた農地利用状況調査において、再生不能、いわゆる「B分類」と判断されたものについて非農地判断するため今回議案にかけさせていただきました。</p> <p>農地・非農地の判断は、農林水産省経営局長通知の「農地法の運用について」の第3(3)ウにおいて、農業委員が実施した農地法第30条第1項に規定する農地の利用状況調査の結果、森林の様相を呈するなど再生利用が困難と判定された農地については、農業委員会総会において農地法第2条第1項に基づく、「農地」に該当しない旨判断することとされております。</p> <p>皆様から提出して頂いた調査結果を事務局にて精査し、B分類とされ</p>

	<p>た農地のうち、荒廃状況が再生困難まで進行していないと思われる農地については遊休農地の a または b とさせていただきます。</p> <p>今回、議案にかけられた田 4 筆、1, 9 1 4. 0 0 m²、畑 2 2 筆、1 0. 1 5 2. 2 3 m²、合計 2 6 筆、1 2, 0 6 6. 2 3 m²については、雑木などが生い茂った農地の他に、狭小地や傾斜地に属する利用が困難な農地を含めた、非農地判断しても支障のないものと考えられるものになります。</p> <p>今回、議決されますと、所有者のほか法務局、県および町課税部局に非農地判断された旨の通知をし、農地台帳の整理がなされることとなります。</p> <p>以上、皆様方のご審議、よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第 7 7 号について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第 7 7 号について、農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」に該当しない非農地と決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成ですので、議案第 7 7 号、非農地判断については議案書のとおり決定いたします。</p>
会 長	<p>次に、その他に入ります。皆さんから何かございませんか。 なければ、事務局より連絡事項をお願いします。</p>
事務局長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 次回総会 1 月 1 9 日 (月) 午後 1 時 3 0 分より開催予定です。 2. 1 1 月分の活動記録簿を事務局まで提出願います。 3. 本日 2 時 3 0 分より、「農業者等と農業委員会との意見交換会」を実施しますので、引き続き出席願います。このあと会場のレイアウトを変更しますので、一度退室していただくよう願います。
生田目主査	<p>毎年実施している経営状況調査について、委員の皆様には農事組合長を通して配布、回収をお願いしておりましたが、今年度より調査票の配布等については郵送にて実施します。委員の皆様から配布していただくものはなくなりますのでよろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>それでは、以上を持ちまして第 3 0 回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。</p>

事務局長	ご起立願います。礼。ご苦労様でした。
------	--------------------

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)